

指定学校変更手続きについて（ご案内）

呉市では、住所地の通学区域に基づき、就学すべき小学校（義務教育学校前期課程を含む）及び中学校（義務教育学校後期課程を含む）を指定しています。ただし、次の許可基準を満たす場合は、指定学校以外の学校への就学を許可することができます。変更を希望する方は、申請期間内に手続きをしてください。申請受付後、審査を行い結果を通知します。

なお、①と②の申請期間がある場合は、特段の事情がない限り、①の期間に申請してください。

許可基準	対象 許可期間	必要書類	申請期間 受付場所
1 自宅から近い学校 指定学校よりも通学路の距離が近い小・中学校への通学を希望するとき ※新1年生の兄弟も同時に申請し、新年度から転校することができます。 ※白岳小学校は学級数の適正規模を超過する可能性が高いため、白岳小に兄弟がいる児童のみを対象とします。	新小1 新中1 いずれも 中学校 卒業まで	①指定学校変更申立書 	① 10月1日(水) ～10月24日(金) ② R8年2月2日(月) ～3月6日(金) 学校教育課(市役所8階) 8:30～17:15(土日祝除く) 又は最寄りの呉市立小学校
2 変更許可された児童の中学校入学 指定学校変更許可された小学校の卒業後も、その小学校と同じ校区の中学校へ入学を希望するとき ※「1 自宅から近い学校」で小学校の変更を許可されている場合は、申請不要です。	新中1 中学校 卒業まで	①指定学校変更申立書 	① 10月1日(水) ～10月24日(金) ② R8年2月2日(月) ～3月6日(金) 学校教育課(市役所8階) 8:30～17:15(土日祝除く) 又は通学している小学校
3 転居予定 新築や借上げ等により、 <u>呉市内での住所</u> 移転が令和8年度中に確定しており、転居が入学式当日以降となるため、入学当初から、転居予定地の学校へ通学を希望するとき	新小1 新中1 いずれも 年度内の 住所移転 日まで	①指定学校変更申立書 ②契約者・新住所・完成予定日がわかるもの (契約書、建築確認申請書等の写し)	① 11月4日(火) ～11月21日(金) ② R8年2月2日(月) ～3月6日(金) 学校教育課(市役所8階) 8:30～17:15(土日祝除く)
4 保護者就労 保護者の就労等で留守家庭になり、子どもが保護者に代わる者のいる場所(または保護者がいる場所)に下校するため、下校先の学区の学校へ通学を希望するとき ※原則として、きょうだいで異なる学校へ就学できません。 	新小1 小学校 卒業まで ※中学校 進学時に 再申請が 必要 新中1 中学校 卒業まで	①指定学校変更申立書 ②保護者の勤務証明書 (同居の保護者全員分) ※勤務先の押印が必要 ※自営業の場合は、営業許可書の写し等を添付 ③保護承諾書 (預け先の方が記入・押印) ※保護責任者を証明するもの(免許証、マイナンバーカードの写し等)を添付	① 11月4日(火) ～11月21日(金) ② R8年2月2日(月) ～3月6日(金) 学校教育課(市役所8階) 8:30～17:15(土日祝除く)

許可基準	対象 許可期間	必要書類	申請期間 受付場所
5 部活動 スポーツクラブ等に所属しており、指定中学校に同じ競技の部活動がなく、その部活動がある自宅から最も近い学校(公共交通機関利用の場合も含む)へ通学を希望するとき ※退部した場合は、指定学校変更を解除します。	新中1 中学校 卒業まで	①指定学校変更申立書 ②小学校長の副申書 ③所属クラブ代表者からの推薦書 ④顕著な活動を示す書類(表彰状等)	①11月4日(火)～11月21日(金) (② R8年2月2日(月)～3月6日(金)) 学校教育課(市役所8階) 8:30～17:15(土日祝除く)
6 児童会入会 指定学校以外の放課後児童会に入会したため、その児童会のある小学校へ通学を希望するとき ※指定学校変更目的で児童会に入会することは認められません。 ※退会または利用の実態がない場合は、指定学校変更を解除します。 ※児童会入会に関するお問い合わせはこども支援課(0823-25-3254)	新小1 児童会 退会まで	①指定学校変更申立書 ②放課後児童会入会決定通知の写し ----- 【民設児童会の場合】 4 保護者就労 と同様に ①指定学校変更申立書 ②保護者の勤務証明書 ③保護承諾書 と ④民設児童会の入会決定通知の写し が必要です。	R8年2月20日(金)～3月6日(金) 学校教育課(市役所8階) 8:30～17:15(土日祝除く)

《注意事項》

- (1) 兄姉が指定学校変更を許可されていても、弟妹について手続きが必要です。
- (2) 許可期間中に基準を満たさなくなった場合及び許可期間満了後は、住所地の指定学校へ転校することになります。ただし、保護者就労、部活動、児童会入会については、許可期間中に基準を満たさなくなった場合、「許可内容変更申立書」を提出することで、引き続き同校へ通学することが可能です。
- (3) 指定学校を変更した場合、原則として遠距離等通学費補助はありません。通学の安全確保については、保護者が責任をもって行ってください。
- (4) 天応学園の1～6年生は小学校1～6年生、7～9年生は中学校1～3年生にあたります。

呉市立以外(国立・県立・私立等)の小・中学校に就学するときは、入学決定後すみやかに、次の必要書類を提出してください。

- 【必要書類】 ①区域外就学等届書 ②就学する学校が発行する「入学承諾証明書」等(原本)
 【提出場所】 新小1又は呉市立以外の小学校を卒業する新中1……学校教育課(市役所8階)
 新中1……通学している小学校
 【提出期限】 R8年3月13日(金)
 ※呉市から転出予定の方も提出してください。
 ※県立特別支援学校に就学する場合、この手続きは不要です。

《問い合わせ先》

呉市教育委員会 学校教育課

呉市中央4丁目1番6号(呉市役所 8階)
 電話番号 0823-25-3453
 受付時間 8:30～17:15(土日祝を除く)
 呉市 HP <https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/64/>



必要書類の様式は、
呉市ホームページ 学校教育課⇒
「就学・転入学手続きに関する様式集」から
ダウンロードできます。
または、呉市教育委員会 学校教育課
(市役所 8 階)でお渡しします。